

### Ⅲ 研究ノート Ⅲ

## EUにおいて多発した日本企業がらみの カルテルに関する一考察

吉 川 信 将

#### はじめに

2007年中（12月18日まで）に欧州委員会が加盟国間の取引に著しく影響を及ぼし、共通市場における競争を制限または阻害する目的・効果を有する事業者間の協定等を禁止する欧州条約81条に違反するカルテルに関与していたかどで日本企業（その子会社を含む。以下、同様。）に制裁金を賦課した事例は6件にのぼり、合計で14の企業（本稿では、同一の企業グループに属する企業は原則としてそれら全部を合せて1企業として論じる。）が日本円に換算して1200億円を超える巨額の制裁金の支払いを命じられた。EUでは2006年に、違反企業がカルテルへの関与を自主申告することにより制裁金の減免を求める制度であるリエンシー・プログラム等が改正・施行されたことから、カルテルに関与した日本企業が高額な制裁金を課される危険性が高まったとは指摘されていたものの<sup>1)</sup>、実際に年間を通してこれだけの制裁金を賦課されたことは驚きをもって迎えられた<sup>2)</sup>。国内市場が成熟化し、少子化の影響で今後はその拡大を望むことは難しいため、輸出や海外での現地生産の比重を高めざるを得ない企業も少なくなく、国際的なカルテルに巻き込まれる危険性は増大しつつあるのかも知れない。しかし、違法行為により高額な

1) 向井康二「日本企業が直面する EC 競争法上の法的リスクとその対応策」公正取引681号（2007年）51頁以下。

2) 「EUがカルテル摘発強化、日本企業に制裁金1130億円」日本経済新聞2007年12月3日朝刊第9面。この直後の同月5日に、さらに日本企業がらみのカルテルが明らかになったため、同年中に日本企業に対して賦課された制裁金の総計は日本円に換算して1200億円を超えることになった。

制裁金を賦課されることは、企業の財務状況の悪化、経営陣や関与者の責任問題を惹起するだけでなく、企業イメージを傷つけ、顧客や取引先が相手方の順法態勢を重要視する場合にはその離反も招きかねないものである。日本企業が関与するカルテルの摘発が今後も多発するようであれば、日本企業全体にとりマイナスのイメージが生じ、それが輸出・現地生産に悪影響を与える危険性もある。

本稿では、上記のような問題意識から、何故2007年に日本企業がらみの、しかも高額な制裁金を課されたケースが多い、カルテルが集中的に明るみに出たのか、その背景を探るとともに、EUにおけるカルテル規制の特徴や今後の留意点を検討してみたい。日本ではEU等に倣ってカルテル摘発の切り札と目される課徴金減免制度が導入され、2006年1月4日から施行されているが、手本となったEUのリニエンシー・プログラム等のその後の改正から日本の課徴金減免制度について示唆が得られれば、その点についても簡単に触れてみたいと思う。

## 1. 各事件の概要

本章では、2007年にEUにおいて日本企業がカルテルへの関与を理由として制裁金を課された事件を通して得られる問題点や今後の課題等を次章以下で論じるうえでの素材を得るため、各事件を概観する。

### (1) ガス絶縁開閉装置事件<sup>3)</sup> (2007年1月24日公表)

本件は、日本の富士電機、日立製作所、日本AEパワーシステムズ、三菱電機及び東芝を含む11企業が、変電所において高圧電流を低圧電流に変化させ、または、その逆のことはするために必要とされる重電機器であるガス絶縁開閉装置に関するカルテルを実施し、1988年から2004年までの間、入札談

3) European Commission (2007), "Competition: Commission fines members of gas insulated switchgear cartel over 750 million euros (Reference: IP/07/80)," (<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/07/80>), 公正取引委員会官房国際課「海外競争政策の動き・欧州委員会、ガス絶縁開閉装置のカルテル参加企業に総額約7億5000万ユーロの制裁金を課す」公正取引676号(2007年)74頁。

合、価格決定、事業の割当て、市場分割、秘密・営業情報の交換を行っていたとされるものである。メンバー間の連絡についてはその秘密を保持するため、企業・個人ともにコードネームを用い、Eメールもアドレスを匿名し送付メッセージも暗号化するという精巧な手段を講じていたという。本件は、スイスのABB社が行ったリニエンシー・プログラムに基づく制裁金の免除申請をきっかけに、2004年5月の立入検査で調査が開始された。本件は、公表時点で史上最高額となる総額7億5071万2500ユーロ（約1200億円）の制裁金が課されただけでなく、制裁金の名宛人に含まれた日本企業はEU市場における実績がないに等しいにも関わらず、カルテル関与を認定され、制裁金を賦課されたという特殊な事件でもある。富士電機は375万ユーロ（約6億円）、日立製作所は5175万ユーロ（約81億円）、日本AEパワーシステムズは135万ユーロ（約2億円）、三菱電機は1億1857万5000ユーロ（約187億円）そして東芝は9090万ユーロ（約143億円）という制裁金を賦課されているが、日本企業は5社ともリニエンシー・プログラムに基づく減免の適用を受けていない。

## （2）エレベーター・エスカレーター事件<sup>4)</sup>（2007年2月21日公表）

本件は、KONE, Otis, Schindler, ThyssenKrupp 及び日本の三菱電機系の三菱エレベーター・ヨーロッパが、少なくとも1995年から2004年の間にベルギー、ドイツ、ルクセンブルグ及びオランダにおいて市場シェア・価格を固定する目的で、エレベーター及びエスカレーターの販売・設置・保守及びリニューアル工事に関する入札その他の契約を割当てるといったカルテルを実施したかどで総額9億9231万ユーロ（約1580億円）と史上最高額の制裁金を賦課されたものである。関与企業は、カルテルの発覚を避けるためバーヤレストランで会合し、プリペイド式携帯電話カードを使用するなどしていた。本件では、委員会が自発的に調査を開始し、2004年に立入検査を実施し、そ

4) European Commission (2007), “Competition: Commission fines members of lifts and escalators cartels over €990 million (Reference: IP/07/209),” (<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/07/209>), 公正取引委員会官房国際課「海外競争政策の動き・欧州委員会、エレベーター及びエスカレーターのカルテル参加企業に総額約9億9000万ユーロ超の制裁金を課す」公正取引678号（2007年）81頁。

れが引き金となってリニエンシー・プログラムに基づく制裁金の減免申請が多数行われ、KONE Belgium はベルギー、KONE Luxembourg はルクセンブルグ、そして Otis B.V. はオランダとそれぞれの国におけるカルテルに関して制裁金全額の免除を受けている。なお、三菱エレベーター・ヨーロッパはリニエンシー・プログラムに関する告示以外の協力に対するものとして1%だけ減額が認められ、184万1400ユーロ（約3億円）の制裁金が賦課された。

### (3) ファスナー事件<sup>5)</sup> (2007年9月19日公表)

本件では、日本の YKK を含む事業者及び事業者団体が、衣類や履物に用いられるほか、産業用としても用いられる、ジップ・ファスナー、その他のファスナー（スナップ・ボタンやリベット等）及び取付金具に関して、協調的な価格引上げ、最低価格の設定、顧客の割当て及び市場の分割について合意し、並びに秘密情報を交換することにより、欧州及び世界的規模でカルテルを実施したとして、総額3億2864万4千ユーロ（約530億円）の制裁金が賦課されたものである。欧州委員会が自発的に調査を開始し、2001年11月には小間物、ゴム・布ひもの製造業者を立入検査し、これが引き金となってPrym, Coats 及び YKK がリニエンシー・プログラムに基づき制裁金の減免申請を行った。YKK に対して賦課された制裁金額1億5025万ユーロ（約245億円）は、日本企業に賦課された史上最高額の制裁金である。本件では、以下の4カルテルが認定されている。

①YKK, Prym, Scovill, A.Raymond, Berning & Söhne 及び事業者団体である VBT が関与し、1991年から少なくとも2001年まで実施されたカルテルで、その他のファスナー及び取付金具に関して毎年価格ラウンドを開催して協調的価格引上げなどにつき合意していた。

②Prym 及び YKK が参加し、1999年から少なくとも2003年まで実施された

5) European Commission (2007), "Antitrust: Commission fines members of fasteners cartels over €328 million (Reference: IP/07/1362)," (<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/07/1362>), 公正取引委員会官房国際課「IBL 情報・欧州委員会、ファスナーのカルテル参加業者に対し、総額3億2800万ユーロ超の制裁金を課した」国際商事法務 35巻11号 (2007年) 1622頁。

カルテルで、その他のファスナー及び取付金具に関して世界的レベルで製品毎及び国毎の価格を設定し、顧客を割り当てていた。

③YKK, Coats 及び Prym が関与し、1998年4月から少なくとも1999年11月まで行われたカルテルで、価格情報の交換及び価格引上げについて話し合い、ジップ・ファスナーの最低価格設定方法についても合意していた。

④Prym と Coats が関与し、1977年から少なくとも1998年まで21年間以上の長期にわたり行われたカルテルで、両者は服飾品市場全体を分割する合意をしていた。

Prym は本件カルテルに関する情報を最初に EU 委員会に提供したため、リニエンシー・プログラムに基づき、その他のファスナー及び取付金具に関する世界的カルテルについては制裁金を全額免除され、その他の違反行為についても委員会へ協力したため制裁金を減額されている。YKK と Coats もリニエンシー・プログラムに基づき欧州委員会へ協力したことにより制裁金が減額されているが、その率は不明である。

#### (4) 事業用ビデオテープ事件<sup>6)</sup> (2007年11月20日公表)

本件では、合計で EU における事業用ビデオテープ市場の85%を上回るシェアを有するソニー、富士フィルム及び日立マクセルの三社が、1999年から2002年の間に会合等を通してその価格の引上げ又は維持をはかったとして総額7479万ユーロ(約122億円)の制裁金が賦課されている。欧州委員会による2002年5月の立入検査により調査が開始され、富士フィルムと日立マクセルは委員会の調査に協力し、追加的証拠も提出したためリニエンシー・プログラムに基づきそれぞれ制裁金を40%、20%減額されているが、ソニーは異議告知書を受け取った後で関与を認めたと過ぎず、その従業員が調査官による口頭での質問への回答を拒んだり、書類をシュレッダーにかけて処分したり

6) European Commission (2007), "Antitrust: Commission fines professional videotape producers over €74 million for price fixing cartel (Reference: IP/07/1725)," (<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/07/1725>).

7) ソニー、日立マクセル、富士フィルム 制裁金計122億円 欧州委「ビデオテープでカルテル」毎日新聞2007年11月21日朝刊9面。

するなど調査を妨害したという理由で逆に制裁金を30%増額されている<sup>7)</sup>。最終的な制裁金額はソニーが4719万ユーロ（約76億円）、富士フィルムが1320万ユーロ（約22億円）そして日立マクセルが1440万ユーロ（約23億円）となっている。本件は、制裁金の算出に関する新しい2006年ガイドラインが適用された初の事例である。

#### (5) 板ガラス事件<sup>8)</sup> (2007年11月28日公表)

本件では、EEA（欧州経済領域）内の板ガラス市場で合せて少なくとも80%のシェアを有する、旭硝子、Pilkington（日本板硝子の子会社）、Guardian及びSaint-Gobainが、2004年初めから2005年初めの間に窓、ガラス戸及び鏡に使用される板ガラスについて一連の会合や違法な接触を通して価格引上げ、最低価格の設定及びその他の取引条件を固定化することにより価格を引上げ又は安定させようとしたとして、総額4億8690万ユーロ（約785億円）の制裁金が賦課されている。旭硝子は6500万ユーロ（約105億円）の制裁金を、Pilkingtonは1億4000万ユーロの制裁金（約225億円）を賦課されている。本件は、EU加盟数ヶ国の競争当局からの市場情報に基づき委員会の主導で調査が開始され、各事業者及び事業者団体への2005年2月及び3月に行なわれた二度の立入検査の間に旭硝子とその子会社はリニエンシー・プログラムに基づく制裁金の減額を申請して認められたようであるが、減額率等については不明である。

#### (6) クロロプレンゴム事件<sup>9)</sup> (2007年12月5日公表)

本件では、電気化学工業、東ソー、Bayer、DuPont、Dow及びENIが少なくとも1993年から2002年の間、ダイビングの装備、コンドーム、靴の中底及

8) European Commission (2007), "Antitrust: Commission fines flat glass producers €486.9 million for price fixing cartel (Reference: IP/07/1781)," (<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/07/1781>).

9) European Commission (2007), "Antitrust: Commission fines producer of Chloroprene rubber €243.2 million for market sharing and price fixing in the EEA (Reference: IP/07/1855)," (<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/07/1855>).

び接着剤などの各種ゴム製品の製造に用いられるクロロプレンという合成ゴムに関して市場を分割し、かつ、価格を制限したとして総額2億4320万ユーロ（約400億円）の制裁金が賦課されている。本件は、欧州委員会による2003年3月及び7月の立入検査によって調査が開始されている。BayerとENIは再犯を理由としてそれぞれ制裁金額が50%と60%増額されたが、Bayerはいち早くユニエンシー・プログラムに基づき制裁金免除を申請し、本件カルテルに関する情報を提供したことから、制裁金が全額免除されている。東ソー、DuPont及びDowも制裁金減額を申請し、東ソーは50%、DuPont及びDowは25%それぞれ制裁金を減額されている<sup>10)</sup>。電気化学工業に賦課された制裁金は、4700万ドル（約76億円）、東ソーに賦課された制裁金は480万ドル（約8億円）となっている。

## 2. 考察

### （1）日本企業がらみの事件が連続していることについて

前章で各カルテルについて概観したところから明らかなように、それぞれのカルテルに関して認定された実行期間は短いものでは板ガラス事件の1年間から、長いものではファスナー事件の21年間まで様々である。また、ファスナー事件ではすでに2001年に調査の端緒となった立入検査が実施されたようだが、ガス絶縁開閉装置事件及びエレベーター・エスカレーター事件ではかかる検査は2004年に実施されている。したがって、日本企業が近年のある時期にカルテル志向を強めたということではなく、様々な時期にカルテルが始まり、それらが別々な時期に調査の俎上にあがったものの、調査に要する時間に長短があったため、たまたま同一年内に結果の公表が集中したということであろう。2006年までの2、3年はEUで日本企業がカルテルへの関与を理由に制裁金を賦課されるという事件はなりを潜めていたが、それもたまたまそういった時期に当たっただけということのようである。2001年には黒鉛

10) DuPont及びDowは事件当時、両社折半出資の合弁会社によってクロロプレン事業を営んでおり、既に合弁は解消しているものの、本件では対応を一本化しているため一括して扱われているものと思われる。

電極事件<sup>11)</sup>、ビタミン事件<sup>12)</sup>、グルコン酸ナトリウム事件<sup>13)</sup>等、翌2002年には動物用飼料（メチオニン）事件<sup>14)</sup>、ヌクレオチド事件<sup>15)</sup>及び特殊炭素鋼事件<sup>16)</sup>というように日本企業がらみのカルテル事件が同一年に複数公表されて

- 11) European Commission (2001), “Commission fines eight companies in graphite electrode cartel (Reference: IP/01/1010),” (<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/01/1010>), 公正取引委員会事務局官房国際課「海外競争政策の動き・欧州委員会, 黒鉛電極カルテルで8社に対し制裁金を課す」公正取引611号(2001年)78頁。本件カルテルには、東海カーボン, 昭和電工, エスイーシー及び日本カーボンといった日本企業4社が関与している。
- 12) European Commission (2001), “Commission imposes fines on vitamin cartels (Reference: IP/01/1625),” (<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/01/1625>), 公正取引委員会事務局官房国際課「海外競争政策の動き 欧州委員会, ビタミンカルテルに制裁金を課す」公正取引614号(2001年)86頁。本件カルテルには、第一製薬, エーザイ, 武田薬品工業, 金剛化学, 住友化学工業, 住化ファインケム及び田辺製薬といった日本企業7社が関与している。
- 13) European Commission (2002), “Commission fines five companies in sodium gluconate cartel—This is a revised version of the original press release following the adoption of a new Commission decision on 19 March 2002 withdrawing the decision of 2 October 2001 to the extent that it was addressed and notified to one of the addressees of that earlier decision. (Reference: IP/01/1355),” (<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/01/1355>), 公正取引委員会事務局官房国際課「IBL 情報・欧州委員会, グルコン酸ナトリウムのカルテルに関して6社に制裁金を課す」国際商事法務29巻11号(2001年)1430頁。本件カルテルには、藤沢薬品工業が関与している。
- 14) European Commission (2002), “Commission fines Degussa and Nippon Soda in animal feed (methionine) cartel (Reference: IP/02/976),” (<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/02/976>). 本件カルテルには、日本曹達が関与している。
- 15) European Commission (2004), “COMMISSION DECISION of 17 December 2002 relating to a proceeding pursuant to Article 81 of the EC Treaty and Article 53 of the EEA Agreement (Case COMP/C 37.671-Food flavour enhancers),” ([http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2004/l\\_075/l\\_07520040312en00010031.pdf](http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2004/l_075/l_07520040312en00010031.pdf)), 公正取引委員会事務局官房国際課「海外競争政策の動き・欧州委員会, 味の素ほかによるヌクレオチドカルテルに対し, 制裁金を賦課」公正取引627号(2003年)98頁。本件カルテルには、味の素のほか、武田薬品工業といった日本企業2社が関与している。
- 16) European Commission (2002), “Commission imposes fines seven companies in specialty graphites cartels (Reference: IP/02/1906, Date: 17/12/2002),” (<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/01/1625>), 公正取引委員会事務局官房国際課「海外競争政策の動き・欧州委員会, 日本企業4社を含む特殊炭素製造業者7社に制裁金を賦課」公正取引627号(2003年)98頁。本件カルテルには、イビデン, 東海カーボン, 東洋炭素及び新日鐵化学といった日本企業4社が関与している。



おり、この前後の1999年、2000年、2003年にもやはり日本企業がらみの事件が公表されている<sup>17)</sup>。これらの事件も実行期間は様々であり、調査期間の長短が左右して結果的に公表があるものは同一年に、そしてあるものはその前後の年になされたということで、本年と同様に同一年にもっと公表が集中していた可能性もあったといえよう。すでに、日本板硝子はその子会社が欧州委員会から異議告知書を受け取った旨公表しているが<sup>18)</sup>、そうであれば近いうちに制裁金が課されるおそれが高い。しかし、何故、日本企業がらみのカルテルが後を絶たないのであろうか。本稿で取り上げた2007年の事件は、事業者が少数に絞られた中でも生き残る力を持った日本企業が存在する分野で発生している。そうした事業分野は競争が起こりにくくカルテルが成立しやすい環境と化しており、そもそも国内でカルテルに走りやすい日本企業はEUにおいてもカルテルに対する誘惑を抑え切れない結果となっているのかもしれない。また、日本における課徴金納付命令の除斥期間（違反行為がなくなってから命令を行うまでの期間の上限）の3年（独占禁止法7条の2第21項）と比べて、EUの制裁金に関してそれに相当する期間は5年間と長いこ

17) 1999年には川崎製鉄、NKK、新日本製鐵及び住友金属工業という日本企業4社が関与した、シームレス鋼管カルテル事件が明らかになり（European Commission (2003), “COMMISSION DECISION of 8 December 1999 relating to a proceeding under Article 81 of the EC Treaty (Case IV/E-1/35.860-B seamless steel tubes),” ([http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2003/l\\_140/l\\_14020030606en00010029.pdf](http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2003/l_140/l_14020030606en00010029.pdf)), 公正取引委員会事務総局官房国際課「海外競争政策の動き・欧州委員会がシームレス鋼管の製造業者による市場分割カルテルに制裁金」公正取引1591号（2000年）93頁）、2000年には、味の素及び協和発酵が関与していたリジンに関するカルテル事件が明らかになり（European Commission (2000), “Commission fines ADM, Ajinomoto, others in lysine cartel (Reference: IP/00/589),” (<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/00/589>)), 2003年にはチッソ、ダイセル化学工業、日本合成化学工業及び上野製薬が関与したソルベートに関するカルテルが明らかになっている（European Commission (2003), “Commission fines four companies in sorbates cartel a total of 138.4 EUR million (Reference: IP/03/1330),” (<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/03/1330>)), 公正取引委員会官房国際課「海外競争政策の動き・欧州委員会、ソルベートカルテルに参加した4社に計1億3840万ユーロの制裁金を賦課」公正取引636号（2003年）88頁）。

18) 日本板硝子株式会社2007年11月28日付けニュースリリース「欧州委員会の過料について（建築用ガラス）」(<http://www.nsg.co.jp/press/2007/1128.html>)の中で同社は自動車用硝子についても異議告知書を受け取った旨明らかにしている。

とや、後述するように、EUと日本ではカルテルの規制内容に相違があるが、それに対する日本企業側の理解不足が原因の一つであるのかもしれない。いずれにせよ、リニエンシー・プログラム等が昨年（2006年）改正・施行され、その利用が促進される可能性が高まったため、今後とも予断を許さない状況が続くことは間違いない。

ところで、カルテルが大規模である、複雑かつ巧妙に仕組まれている、さらにはEU外の企業が関与している度合いが高いなどの要素が重なった場合には、調査の長期化もやむを得ないと思われるものの、総じてEUにおけるカルテルの調査期間は長く、前章の（1）乃至（6）で取り上げた事件では、全て調査に3年乃至6年間要している。企業側にとって、カルテルの実行時期から制裁金賦課の公表時期までの期間が長ければ長いほど事件は風化して責任追及の声は上がりにくくなるという隠れたメリットはあるとしても、長期間にわたって欧州委員会の調査に対応する場合、日本からの距離の遠さ・時差、言語や法制度の違いといった点での苦難が伴ううえ、多額の費用・労力を注ぎ込まざるを得ないというデメリットの方が大きく、欧州委員会の決定を不服として裁判所で争うことになれば後者は一層拡大する。この点からもEUでの活動にあたっては、カルテルに巻き込まれないよう注意することが肝要といえよう。

## （2）カルテル関与行為を認定するにあたっての特徴

欧州委員会は、EUにおける販売実績がないか又は僅少な企業に対しても、それが世界的なカルテルに基づきEU内の当該カルテル関与企業へEU内の販売先を割り振り、その見返りとして他の地域における販売については当該他の地域の企業に販売先を割り振るなどした結果であると判断した場合には制裁金を賦課している。ガス絶縁開閉装置カルテル事件では、カルテル関与者の間で、入札価格の調整に加えて、日本企業がEU内で販売しないこと及びEU企業が日本で販売しないことなども同意されており、これが競争制限の直接の原因になったとして、日本企業はEUにおける販売実績がほとんど

ないにもかかわらず多額の制裁金を賦課されている<sup>19)</sup>。この点について、日立製作所は、かつて同社が当該装置に関わる事業を行っていたことは認めたものの、「欧州では一切販売しておらず、欧州独占禁止法に違反したという認識はない」旨表明していたが<sup>20)</sup>、最終的に制裁金納付命令の取り消しを求めて欧州第一審裁判所へ提訴した<sup>21)</sup>。同様に、東芝は「欧州競争法に違反する行為を行っていない」として<sup>22)</sup>、富士電機及び三菱電機は「事実認識に異なる点がある」として、それぞれ欧州第一審裁判所に提訴した旨を明らかにした<sup>23)</sup>。M&A・業界再編等を通じた企業の大規模化・国際化に加え、通信・物流システムの向上も寄与して企業活動はボーダーレス化の歩みを速めており、今回のような事件は今後も生じる可能性があるが、国際独占禁止法がない中、ある市場を支配する独占禁止法のルールが当該市場に参入していない事業者に適用できるのか、適用できるとしたら、当該市場にどのような形で影響を与えたことがその理由となるのかなどの問題について、裁判所がどのような判断を下すのか注目される。

ところで、上記のような有力企業による寡占化が進行している業界に属する企業が、他の地域に進出しているにもかかわらず、欧州市場に参入していない場合、欧州までへの輸送コストや関税が高くて採算がとれないとか、日本と欧州とでは仕様が異なり、違った仕様の製品を作ってまで輸出に回すメリットがないなどといった経済合理性のある理由がなければ、EUでの販売

19) European Commission, supra note 3).

20) 株式会社日立製作所2007年1月25日付けニュースリリース「ガス絶縁開閉装置に関する欧州委員会の決定について」([http://www.hitachi.co.jp/New/cnews/month/2007/01/f\\_0125a.pdf](http://www.hitachi.co.jp/New/cnews/month/2007/01/f_0125a.pdf))。

21) 株式会社日立製作所2007年4月18日付けニュースリリース「ガス絶縁開閉装置に関する欧州裁判所への提訴について」([http://www.hitachi.co.jp/New/cnews/month/2007/04/f\\_0418.pdf](http://www.hitachi.co.jp/New/cnews/month/2007/04/f_0418.pdf))。

22) 株式会社東芝2007年4月18日付けニュースリリース「欧州委員会の決定に対する提訴のお知らせ」([http://www.toshiba.co.jp/about/press/2007\\_04/pr\\_j1801.htm](http://www.toshiba.co.jp/about/press/2007_04/pr_j1801.htm))。

23) 富士電機ホールディング株式会社2007年4月20日付けニュースリリース「ガス絶縁開閉装置に関する欧州委員会の決定への対応について」(<http://www.fujielectric.co.jp/news/07042001/index.html>)、三菱電機株式会社2007年3月26日付けニュースリリース「ガス絶縁開閉装置に関する欧州委員会の決定について」(<http://www.mitsubishielectric.co.jp/news/2007/0326-d.pdf>)。

実績がない場合でも EU におけるカルテルへの関与が疑われるケースが生じる危険性がある。そのような企業の場合、販売実績がないことにつき合理的説明ができるか検証しておく必要があるとし、カルテル関与を疑われることのないように同業者との不要な会合への参加や接触は回避するのが賢明であるといえよう。

### (3) リニエンシー告示及び制裁金算定ガイドラインの改正について

日本における平成17年(2005年)の独占禁止法改正の際には、EU等の制度も参考にして、カルテル関与者に対する課徴金額を最大で改正前の2.5倍に引き上げるにより制裁を厳格化する一方で<sup>24)</sup>、カルテルを自主申告した関与事業者に対する課徴金減免制度が導入された。手口が複雑・巧妙化しているため外部からの調査だけではカルテルの摘発が困難になってきたといわれる中、同制度は、カルテル内部からの申告によって事件の発見・解明を容易化することを目的とし、副次的に他の事業者が申告することを互いに警戒し合ってカルテルの成立・維持自体が難しくなるという効果もあるといわれている。その運用実績をみると、施行日である昨年(2006年)1月4日から2007年3月31日までの約1年3ヶ月間だけで105件もの申請があり、実際に課徴金納付命令まで進んだ事件については2007年12月4日までの2年弱の間で既に12件が公表されており<sup>25)</sup>、効果が絶大であることが立証されている。

ところで、日本の課徴金減免制度の手本となったEUのリニエンシー・プログラムは、1996年の告示によって導入され、2002年の告示で改正されたものであるが、その運用実績を踏まえて、昨年(2006年)再改正され、同年12

24) 課徴金額は対象製品・サービスの売上高に業種・企業規模によって定められている算定率を乗じて算出されるが、例えば、従業員300人以上の製造業の場合、従来は算定率が6%だったものが、10%に引き上げられた(独占禁止法7条の2第1項)。こうして算出された金額に対し、再犯事業者の場合はさらに1.5を乗じて最終的な課徴金額を算出されるため、課徴金額は改正前と比べて最大2.5倍となる(独占禁止法7条の2第6項)。

25) 伊東章二公正取引委員会事務総長発言「公正取引委員会平成19年5月事務総長定例会見記録」(<http://www.jftc.go.jp/teirei/h19/kaikenkiroku070530.html>)、公正取引委員会「課徴金減免制度の適用事業者の公表について(最終更新日2007年12月4日)」(<http://www.jftc.go.jp/dk/genmen/kouhyou.html>)。

月から新しい告示（以下、「2006年リニエンシー告示」と略称する。）が施行されている<sup>26)</sup>。これに先立ち、同年9月には改正制裁金算定ガイドライン（以下、「2006年制裁金ガイドライン」と略称する。）も施行されている<sup>27)</sup>。これらの改正の主旨は、制裁の厳格化とその減免を求める自己申告の利便性をより徹底させ規制の実効性を高めようというものである。制裁金の上限を制裁金賦課の対象となった事業者の全世界での直近事業年度の総売上高の10%とする点では従前と変わりはないが（2006年制裁金ガイドラインの（32））、まず制裁金の基本となる額を算定するにあたり、①EU内で違反行為が行われた取引市場における違反事業者の直近事業年度の売上高をベースに違反行為の性質、全違反事業者の合計シェア等の違反行為の重大性を考慮した金額（上限は違反事業者の直近事業年度売上高の30%）を決定し（2006年制裁金ガイドラインの（13）及び（22）ほか）、②当該金額に、違反行為継続年数を乗じ（2006年制裁金ガイドラインの（19）、（24））、③ハードコアカルテルの場合は、違反行為の継続年数と無関係に、すなわちカルテルに手を染めただけで、さらに違反事業者の直近事業年度売上高の15%乃至25%の「エントリー・フィー（Entry Fee）」と呼ばれるものを加算することとなった（2006年制裁金ガイドラインの（25））。なお、再犯事業者の場合はここで算出された基本額を最大100%増額したものを最終的な制裁金額とすることが可能になった（2006年制裁金ガイドラインの（28））。こうした改正の結果、実質的には改正前のガイドラインに基づいて算定した額よりも高額な制裁金を課される事例が増えるものと思われ、かかる制裁金の賦課を免れるための減免申請競争が加速しそうである<sup>28)</sup>。EUで事業を展開している日本企業は相対的

26) European Commission (2006), “Commission Notice on Immunity from fines and reduction of fines in cartel cases,” ([http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/c\\_298/c\\_29820061208en00170022.pdf](http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/c_298/c_29820061208en00170022.pdf)).

27) European Commission (2006), “Guidelines on the method of setting fines imposed pursuant to Article 23 (2) (a) of Regulation No 1/2003,” ([http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/c\\_210/c\\_21020060901en00020005.pdf](http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/c_210/c_21020060901en00020005.pdf)). なお、2006年制裁金ガイドラインの解説について、垣内晋治＝石川晶子「欧州委員会における制裁金ガイドラインの改定について」公正取引672号（2006年）63頁参照。

28) 向井・前掲注1）52頁。

に規模が大きく、そもそも制裁金額が高額なものとなる素因があるため、こうした改正の影響は深刻なものとなるおそれがある。2006年制裁金ガイドラインは2007年11月20日に公表された事業用ビデオテープ事件において初めて適用され、続いて同月28日に公表された板ガラス事件及び翌12月5日に公表されたクロロプレン事件においても適用されている。事業用ビデオテープ事件は関与3社が全て日本企業であり、他の2事件においても日本企業が関与しており、まるで日本企業が狙い撃ちされたかのような結果となっている。2006年ガイドラインの適用前とはいえ、2007年に入って間もない1月24日に公表されたガス絶縁開閉装置事件では史上最高となる総額7億5000万ユーロの制裁金が課され、その翌月21日に公表されたエレベーター・エスカレーター事件ではそれを上回る総額9億9000万ユーロもの制裁金が課されているが、これら2事件においても日本企業が含まれている。このように一連の制裁金の高額化の流れの影響を日本企業がまともに被るという形になっている。

2006年リニエンシー告示では、カルテル関与者が申請を躊躇することにならないよう次のような手当てが施されている。①申請時に欧州委員会に提供すべき情報・証拠が具体的に列挙された（2006年リニエンシー告示の（9））。②カルテルにより損害を被ったとしてユーザー等から損害賠償請求訴訟を提起され、その場で減免申請の際に提供した情報・資料が証拠として利用されると、減免を申請したことが逆に当該申請者に不利に働くおそれがあることが申請を躊躇させる原因になると考えられたことから、欧州委員会に提供した情報・資料に対するアクセスが制限された（2006年リニエンシー告示の（6）、（33））。③制裁金全額の免除を希望する事業者についてだけ、すなわち、最初に申請しようとする事業者に限って利用できる「マーカー」制度が導入された（2006年リニエンシー告示の（15））。これは、正式な申請に必要な情報が完全に揃っていない場合でも、まずは申請して最初の申請者としての地位を仮に確保しておき、委員会が指定する期間内に必要な情報を揃えて提出することにより、正式に最初の申請者として制裁金の全額免除を受けることができるようになるという制度である。マーカー制度の導入により、他の関

与者に先んじてカルテルを自主申告しようという動きが促進するものと期待されている。

また、昨年（2006年）9月には、欧州競争ネットワークからモデル・リニエンシー・プログラムが公表されている<sup>29)</sup>。これは、EU加盟各国それぞれにも存在する独占禁止法制を調整することや、複数の国においてリニエンシー・プログラムの恩恵を被ろうとする企業の負担を軽減することを目的としている。その他にも、欧州委員会は、カルテルによる損害に関して3倍賠償責任が認められるため、私訴が活発に行われている米国に倣って、カルテルにより損害を被った私人による損害賠償請求訴訟の活性化によるカルテル抑止力の向上を検討しており、現在グリーン・ペーパーによって論点が公表されている<sup>30)</sup>。

こうした欧州委員会の一連の動向を企業側から見れば、万一自社がカルテルに関与していることが内部調査等で判明した場合には、いち早く申請を済ませなければ他の企業に先を越され、莫大な制裁金を課される危険性がより高まっているということになる。

#### （4）今後の対策—内部統制システムの構築等について—

そもそも日本には、談合・カルテル体質が染みついている業界・企業も少なくなく、国内でも談合・カルテルが繰り返されてきた。しかし、課徴金額の引上げ・課徴金減免制度の導入に加え、官の側が主導する談合への対策として、発注官庁の関与職員に対する罰則規定を盛り込んだ改正入札談合等関与行為防止法も2006年に施行された。さらに、内部統制の構築を求める会社法及び（証券取引法が改組された）金融商品取引法並びに公益通報者保護法といった会社内部の規律を正すことに資すると思われる法律も相次いで施行されている。残念ながら、EUで2007年に公表された日本企業がらみのカル

29) European Competition Network (2006), “ECN Model Leniency Programme,” ([http://ec.europa.eu/comm/competition/ecn/model\\_leniency\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/comm/competition/ecn/model_leniency_en.pdf)).

30) European Commission (2005), “Green Paper - Damages actions for breach of the EC antitrust rules,” (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2005:0672:FIN:EN:HTML>).

テル事件はこうした制度が改正・新設される以前に実行行為が開始されたものであったため予防機能は果たせなかったが、こうした制度が機能するようになれば日本企業の体質改善も進むことが期待される。

内部統制システムの構築について、何より大事なのは談合・カルテルを生まない風土作りであろう。独占禁止法コンプライアンス・プログラムなるものを有する企業は多いにもかかわらず、談合・カルテルが絶たなかったのはそれを許容する業界・企業の風土が存在したからといわなければならない。経営陣が率先して談合・カルテルへの関与を禁止することが大事であり、それも一度禁止を宣言すれば終わりというのではなく、繰り返しその旨を伝えて、経営陣の揺ぎない信念である旨がグループ中に染み込むようにしなければならない。

しかし、ただ厳しく禁止を叫ぶだけでは、既に実行中又は近年に実行されたカルテルへ関与した者がいる場合、逆効果になるおそれもある。また、内部監査等では関与者が監査に協力的でない限りカルテルの発見は難しいであろう。それゆえ、各企業は弁護士等の第三者による調査の実施であるとか、一定の時期まで申し出れば企業側から関与者個人の責任は問わないという内部的リニエンシー制度とでもいうべきものの導入を検討してもよいのではないだろうか。このところ、EUばかりではなく日本国内においても、カルテルで制裁を課されたことのある事業者が別の製品等についてカルテルへの関与を明らかにして制裁の減免を申請したため新たなカルテルが発覚するという事例が散見される<sup>31)</sup>。あるカルテルの事件に対応するため社内調査等を実施する過程で別なカルテルへの関与を発見することもあるだろうし、かかる場合には本来制裁が割り増しされる再犯事業者であっても自主申告により減免の適用を受けることができることから、当該別なカルテルに関して減免が申請

31) 第1章 (6) で取り上げたクロロブレンゴム事件は、別な種類の合成ゴムカルテル等に関与した Bayer が減免を申請したことから発覚した。日本では、橋梁談合事件に関与した三菱重工業が課徴金免除の第1号となる「旧首都高速道路公団が発注するトンネル換気設備工事に関する入札談合事件」及び第2号以下となる一連の「水門設備工事に関する入札談合事件」につき課徴金減免申請を実施したことが明らかになっている（公正取引委員会・前掲注25）参照）。



される可能性は高い。それゆえ、当局によるカルテル調査が行われたか又は進行中の事業分野についてはもとより、当該調査の対象となっている事業者が展開する他の事業分野でも自社のそれらと重なるものがないかどうか常に情報収集を怠らないようにし、該当するものが発見された場合には、優先的に社内調査を実施すべきである。なお、自社のカルテル関与の事実が把握できた場合には、直ちに減免申請ができるよう体制を整えておく必要があることはいうまでもない。速やかに情報提供を行えば、まだ欧州委員会が入手していないため価値の高いものとして扱われる情報を他の事業者に先んじて提供できる機会がそれだけ増え、申請順位に変わりはないとしても、減額率（例えば、二番目の申請事業者の減額率は30%乃至50%と幅がある。）が高くなることを期待できるからである<sup>32)</sup>。

また、欧州へも進出している企業であればグループ企業とともに事業活動を展開しているケースも多いのではないだろうか。そうした場合、内部統制システムを構築する場合には、グループ全体を通して機能するシステムを構築することがポイントとなる。日本の親会社と在欧子会社とは法人格が違うのではあるが、EUではカルテル関与を認定する場合、企業グループを一つの対象として扱い、直接的には子会社が関与したカルテルでも親会社等を含め制裁金を賦課することを念頭に入れておくべきである。グループの中心的企業には法務、内部統制、コンプライアンス又は監査等に関するセクションが充実し、それらが機能しているとしても、在欧子会社にはそうした専門のスタッフがいないとか、人員が不足しているというケースもあるであろう。そうした場合には、現地の弁護士事務所等も活用して在欧日本企業にとってリスクが高いものを早目に割り出し、そこに集中して対応にあたる必要がある。急を要するのは2006年リニエンシー告示及び2006年制裁金ガイドラインの理解であるが、私訴を促進させる試みの動向についても目を離すことはできない。

2007年は国内で「偽装」に関する企業不祥事が多数露見したが、その源の

32) この段落で述べたことについては、向井・前掲注1) 52頁参照。

一つとなったのは、内部告発である。こうした偽装もカルテルと同様に会社のためにやったと関与者が弁解するのが常であるが、告発の陰に垣間見られたのは、違法な行為と知りつつ手を染めることに対する後ろめたさや、そうした行為を強要されたことに対する義憤である。しかも、在職中に箴言すれば企業内で不利益を被るため職を辞したときに吐露するというケースも多い。こうした感情は上手に利用すれば企業の体質改善のエネルギーともなる。そこで、内部通報制度（ホットライン）の活用が重要性を帯びてくる。このホットラインも制度を設けただけでは、身内の告げ口になるような意識が災いするのであろうか、あまり機能しないようであるが、ことカルテルに関しては、多額の制裁金・課徴金の納付を命じられた例を挙げ、自社においてそうした危険があるのであれば回避したい、内部通報することは当該企業を救うことにもなると積極面を強調し利用の促進をはかることも必要であろう。

#### (5) 申請に基づく減免の対象外となった事業者の協力と同時申請の許容

ここで、EUの制度から見出された、日本でも参考にすべきであると思われる若干の点についても触れておきたい。日本では課徴金減免の対象となる事業者は1事件について3事業者までに限定されている（独占禁止法7条の2第7項乃至9項）。違法行為を行った事業者に対して課徴金を減免することに対する一般の抵抗感をも顧慮すれば課徴金減免制度の導入に当たってはこうした限定も必要であったであろうし、公正取引委員会側からは、それまでの経験によれば3事業者から情報入手できればカルテル事件の発見・解明は容易になるという説明もなされている<sup>33)</sup>。しかし、こうした限定のため、カルテルで中心的役割を果たしている事業者ではなく、カルテルの中核で決まった方針に基づき実行行為を行うに過ぎず、かつ、市場シェアも低い事業者ばかりで減免対象枠が埋まってしまったり、特定のグループに属する企業だけで減免対象枠が埋まってしまったりする可能性がある。この場合、カルテルの解明につながる十分な情報が入手できないとか、入手した情報がある同種

33) 伊東章二経済取引局長発言「独占禁止法基本問題懇談会第6回（2005年12月15日）議事録」（[http://www8.cao.go.jp/chosei/dokkin/kaisaijokyo/mtng\\_6th/minutes\\_6th.pdf](http://www8.cao.go.jp/chosei/dokkin/kaisaijokyo/mtng_6th/minutes_6th.pdf)）34頁。

のものに偏るおそれがある<sup>34)</sup>。また、減免対象外となった事業者からは減免申請されたことへの反発や協力しても見返りがないことから調査への協力が得にくくなるというデメリットが生じるおそれもある。カルテル関与事業者数が多い場合には、事件の解明までに時間がかかり、コストが膨らむ原因ともなろう。この点、EUのリニエンシー・プログラムは、日本と同様に減免申請に基づく減免対象枠は3事業者に限定されているものの、欧州委員会の調査に協力的な事業者には別途制裁金の減額が認められている。この方式であれば、申請に基づく減免の対象枠外の事業者であっても、他の事業者によって減免が申請されたからにはカルテルの存在が立証される見込みが高い以上、少しでも制裁金の減額を得るため調査に協力しようというインセンティブが働く場合も出てこよう。現行の課徴金減免制度によれば自動的に申請順で減免割合が確定するのと比べ、協力による減免を認めるとすれば、どの程度の協力があれば減免を認めるのか、減免割合はどの程度か、対象となる事業者の数は限定するのか否かなど、解決しなければならない課題は多いが関与事業者の多くが調査に協力するようになれば、調査の確実性や効率性が増し、その結果経済的にもなるため、検討に値するのではないだろうか<sup>35)</sup>。

また、日本では、グループ企業と一体になって活動している企業が少なくなく、それはカルテルの場合でも該当することであるにもかかわらず、課徴金減免申請は単独ですることが条件となっていることが問題視されている<sup>36)</sup>。

34) 白石忠志監修／西村ときわ法律事務所＝長島・大野・常松法律事務所編『独占禁止法の実務 違反被疑事件への対応』（商事法務、2006年）43頁。

35) 拙稿「平成17年独占禁止法改正による課徴金減免制度の導入について」山口経済学雑誌56巻3号（2007年）108頁以下。独占禁止法基本問題懇談会が2007年（平成19年）6月26日付けで公表した報告書では、法執行の実効性確保に資するとしてうえて、調査開始後の申請による課徴金減免と機能が重複するので併せて検討する必要があるとしていたが（「独占禁止法基本問題懇談会報告書」（[http://www8.cao.go.jp/chosei/dokkin/kaisai\\_jokyo/finalreport/body.pdf](http://www8.cao.go.jp/chosei/dokkin/kaisai_jokyo/finalreport/body.pdf)）16頁、公正取引委員会が2007年（平成19年）10月16日付けで公表した「独占禁止法の改正等の基本的考え方」（<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/07.october/07101601.pdf>）の1「独占禁止法違反行為に対する措置の見直し（法律改正事項）」の（3）「課徴金額の加減算要素」でも、調査に協力した事業者に対し、課徴金の算定率を軽減する制度を拡充する方向で、課徴金減免制度を見直すものとしている。

単独で課徴金減免を申請した場合、同一グループに属する他の企業が、カルテルの発覚により課徴金を課されたり、行政上・刑事上の責任も追及されたりする結果となるおそれがあることから減免申請を躊躇することにつながりかねないというものである。EUでは同一グループに属する企業であれば、明文の規定はないものの実務上は一括して取り扱っており、その方が実態にも適うものといえよう<sup>37)</sup>。

その他、日本では課徴金の算定の対象となる期間は最長3年間であるが、それを超えたカルテルだとやり得になり課徴金の減免申請意欲がそがれるおそれがあるうえ、課徴金額が高くなればなるほど、減免申請のインセンティブが増すと考えられることから、当該「3年間」という枠を外し、EUと同様に、カルテル実行期間が長くなればなるほど課徴金額が増す仕組みに変更した方が制度の実効性は高まるものと思われる<sup>38)</sup>。

## 結びに代えて

冒頭でも記したように、日本企業が生き残るためには海外市場への進出が不可欠であるとすれば、日本企業はターゲットとなる国・地域における独占禁止法制を十分理解した上で事業を展開すべきであるし、それ以上に日本企業が公正競争を推進する模範となることにより、世界的に受け入れられる存在ともなるのであろう。しかしながら、EUにおいて日本企業の関与するカ

36) 独占禁止法7条の2第7項1号、第8項1号・2号、第9項1号によれば、課徴金減免申請は「単独で」しなければならないことになっている。独占禁止法上、不当な取引制限の違反要件において「事業者」を違反主体とすることから、課徴金減免制度においても「事業者」を主体として規定したことに起因するものであろうが、こうした単独の事業者を単位とすることは実態とかけ離れる場合がある(白石・前掲注34) 41頁以下、108頁以下。)

37) 白石・前掲注34) 43頁、池原元宏「課徴金減免制度の問題点」ビジネス法務7巻8号(2007年) 108頁、川合弘造「課徴金減免制度の導入によって顕在化した諸問題=企業集団の取扱いと国際カルテル=」公正取引677号(2007年) 18頁。公正取引委員会・前掲注35) の5「その他(法律改正事項)」の(3)「課徴金減免申請におけるグループ会社及び排除措置命令・課徴金納付命令における名あて人の取扱いの見直し・明確化」によれば同一違反行為に同一グループの複数事業者が関与している場合、当該事業者らが共同して課徴金減免申請した場合の取扱いについて規定を整備するとしている。

38) 拙稿・前掲注35) 113頁以下。

ルテルが続いているだけでなく、日本国内においても談合を含めカルテルは絶えることなく、理想にはほど遠い状況にある。カルテル根絶に一步でも近づくためには、EUにおける制度改正が示す制裁の強化及び自己申告に基づく当該制裁の減免申請促進が現段階では最も有効な手段の一つであり、それを支えるのがホットラインも機能する内部統制システムの構築ということになろう。本稿では、最近のEUにおける事象を手がかりとして思いつくままに若干の考察を試みたが、理論的な検証はこれからの課題として残されている。また、企業活動のボーダレス化に伴う、各国・地域の法制相互間の関連及びそれらの調整の必要性、最終的には国際的な独占禁止（競争）法制の必要性及びそのあり方についても機会を改めて論じてみたいと思う。

（2007年12月18日脱稿）

## 追記

脱稿後、世界の複数の航空会社が国際航空貨物事業に関する価格カルテルを実施したとされる事件に関して、日本航空及び全日本空輸が欧州委員会より異議告知書を受け取ったという報道に接した（日本経済新聞2007年12月22日朝刊7面）。本件も、近いうちに制裁金の賦課が命じられる可能性が高いが、EUにおいて制裁金算定の際に重要な要素となる企業規模（制裁金の最高限度額は違反事業者の直近事業年度の総売上高の10%）が両社とも大きいだけに相当高額な制裁金を賦課されるおそれがある。またEUで日本企業が高額な制裁金を賦課されるケースが続いていることに起因して、経済産業省が、①外国企業のカルテル等で日本国内の販売価格が上昇したり、日本企業が不利な競争状況に置かれたりすることが想定される場合に、外国企業のかかる行為を公正取引委員会が独占禁止法を弾力的に「域外適用」して規制するよう求める方針を固めるとともに、②日本企業が海外での独占禁止法違反行為を回避するための指針を策定するとの報道にも接した（日本経済新聞2008年1月9日朝刊5面）。後者②は是認できるものの、前者①については、EUで事業を行ってなくともEUに影響を及ぼすカルテル合意に参加していた事業

者をも欧州委員会は EU でのカルテルに関与したものと認定するという第2章の(2)で触れた、議論の余地のある問題を別とすれば、まず日本企業が国内外を問わずカルテルに関与しないよう襟を正すのが先であろう。公正取引委員会が日本での外国企業の独占禁止法違反行為を積極的に取り締まった結果、カルテル関与者として日本企業の名が続々とあがるという本末転倒の結果とならないことを望むものである。